

名古屋市立大学看護学部履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
 - 第2章 教養教育科目（第2条―第13条の3）
 - 第3章 専門教育科目（第14条―第23条の2）
 - 第4章 進級及び卒業要件等（第24条・第25条）
 - 第5章 他学部との単位互換（第25条の2―第25条の7）
 - 第5章の2 履修登録単位数の上限（第25条の8）
 - 第6章 その他
- 附則

（一部改正

平成19年達第102号、平成20年達第51号、平成23年達第1号、平成27年達第19号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成20年達第51号）

（人材の養成に関する目的等）

第1条の2 看護学部看護学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、人間の尊厳を理解し、看護を通じて保健・医療・福祉に貢献できる人材を育成することとする。

（一部改正 平成20年達第51号）

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成27年達第19号）

（単位の計算の基準）

第3条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成20年達第51号、平成22年達第43号）

（修得必要単位数）

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

（履修の届出）

第5条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（新規の届出を含む。）することができる。

（履修の取消）

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取消しをすることができる。

（履修方法）

第7条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

3 学生は、第5条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

5 1年次においては、2年次に配当された授業科目を履修することはできない。

6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

7 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。

8 指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

（一部改正 平成26年達第19号）

（試験）

第8条 試験は、学期末に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

（追試験）

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、追試験受験願を所定の期間内に提出しなければならない。

（再試験）

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

（一部改正 平成19年達第102号、平成20年達第51号）

（成績）

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成19年達第102号、平成22年達第43号)

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。なお2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(既修得単位の認定)

第13条 既修得単位の認定は、学則第40条に従い教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定申請書を所定の期日までに提出しなければならない。

(学外における学修の認定単位)

第13条の2 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成20年達第51号)

(単位の取消)

第13条の3 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択・自由及び授業時間数の区分は、別表3のとおりとする。

(一部改正 平成24年達第27号、平成27年達第19号)

(単位の計算の基準)

第15条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

(1) 講義は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

(修得必要単位数)

第16条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(一部改正 平成20年達第51号)

(履修の届出)

第17条 学生は、指定された期間内に授業科目の履修を届け出なければならない

2 前項の指定された期間経過後は、履修しようとする授業科目の変更又は取消しをすることはできない。

(履修方法及び履修科目の制限)

第18条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

3 学生は、前条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

5 1年次においては2年次以降に配当された授業科目を、2年次においては3年次以降に配当された授業科目を、また、3年次においては4年次に配当された授業科目を履修することはできない。

6 臨地実習の授業科目は、前年次までに配当された臨地実習の授業科目の単位をすべて修得していなければ、履修することができない。

7 保健師国家試験受験資格を取得するための履修については、別に定める。

(一部改正 平成20年達第51号、平成24年達第27号)

(試験)

第19条 試験は、学期末（2学期にわたり開講される授業科目にあつては後の学期末）に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割（看護学実習にあつては8割）に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第20条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て行うことができる。

2 追試験を受けようとする学生は、追試験受験願を所定の期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第21条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、担当教員が再度の試験によって単位取得の可能性があると認めた者とし、指定された期間内に再受験願を提出しなければならない。

(一部改正 平成19年達第102号)

(成績)

第22条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成22年達第43号)

(再履修)

第23条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位の取消)

第23条の2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第4章 進級及び卒業要件等

(原級留置)

第24条 2年次終了時に、1年次及び2年次に配当された専門教育科目の必修科目の単位をすべて修得していなければ進級することができない。

(一部改正 平成20年達第51号)

(卒業の認定)

第25条 所定の期間在学し、第4条及び第16条で定める修得すべき単位を修得した学生に対しては、卒業資格を認定する。

第5章 他学部との単位互換

(一部改正 平成19年達第102号)

(授業科目)

第25条の2 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(一部改正 平成19年達第102号)

(履修の届出)

第25条の3 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第102号)

(履修の取消)

第25条の4 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第102号)

(履修方法)

第25条の5 学生は他学部の授業科目を履修する場合には、他学部の履修規定に従い、履修しなければならない。

(一部改正 平成19年達第102号)

(単位の認定及び取消)

第25条の6 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成19年達第102号、平成23年達第1号)

(委任)

第25条の7 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(一部改正 平成19年達第102号)

第5章の2 履修登録単位数の上限

(履修登録単位数の上限)

第25条の8 1年次において1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、24単位とする。

(一部改正 平成27年達第19号)

第6章 その他

(一部改正 平成19年達第102号)

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。
(名古屋市立大学看護学部履修規程の廃止)
- 2 名古屋市立大学看護学部履修規程（平成11年名古屋市立大学達第6号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この達の規定は、平成18年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成17年度以前に入学した学生については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の例により難いと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成18年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、この達の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に関して必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第102号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第10条、第11条及び第21条の規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第51号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条、第1条の2、第3条、第10条及び第13条の2の規定は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）別表1及び別表2の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程別表3の規定（専門科目の部コミュニティ・ヘルスケア卒前教育の款に係る部分に限る。）は、平成25年度に入学した学生についても適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、この規程による改正後の名古屋市立大学看護学部履修規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

区 分		授 業 科 目	配当 年次	単 位 数			
				必修	選択	自由	
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	特色科目 1	1		2		
		特色科目 2	1		2		
		特色科目 3	1		2		
		特色科目 4	1		2		
		特色科目 5	1		2		
		特色科目 6	1		2		
		特色科目 7	1		2		
		特色科目 8	1		2		
		特色科目 9	1		2		
		特色科目 1 0	1		2		
		特色科目 1 1	1		2		
		特色科目 1 2	1		2		
		特色科目 1 3	1		2		
		特色科目 1 4	1		2		
		特色科目 1 5	1		2		
		特色科目 1 6	1		2		
		特色科目 1 7	1		2		
		特色科目 1 8	1		2		
		特色科目 1 9	1		2		
		特色科目 2 0	1		2		
		特色科目 2 1	1		2		
		特色科目 2 2	1		2		
		特色科目 2 3	1		2		
		学外実習 1	1		2		
		学外実習 2	1		2		
		学外実習 3	1		2		
		学外実習 4	1		2		
			現 代 社 会 の 諸 相	日本国憲法	1		2
		法学 1		1		2	
		法学 2		1		2	
		法学 3		1		2	
		法学 4		1		2	
		法学 5		1		2	
		現代社会 1		1		2	
	現代社会 2	1			2		
	経済学 1	1		2			
	経済学 2	1		2			
	経営学 1	1		2			

文化と人間性の探求

経営学 2	1	2	
社会学 1	1	2	
社会学 2	1	2	
社会学 3	1	2	
政治学 1	1	2	
政治学 2	1	2	
政治学 3	1	2	
政治学 4	1	2	
国際関係論 1	1	2	
国際関係論 2	1	2	
国際関係論 3	1	2	
文化の理解 1	1	2	
文化の理解 2	1	2	
文化の理解 3	1	2	
文化の理解 4	1	2	
文化の理解 5	1	2	
文化の理解 6	1	2	
文化の理解 7	1	2	
歴史の認識 1	1	2	
歴史の認識 2	1	2	
歴史の認識 3	1	2	
歴史の認識 4	1	2	
歴史の認識 5	1	2	
歴史の認識 6	1	2	
歴史の認識 7	1	2	
人類学 1	1	2	
人類学 2	1	2	
地理学 1	1	2	
地理学 2	1	2	
人間性の探求 1	1	2	
人間性の探求 2	1	2	
人間性の探求 3	1	2	
哲学 1	1	2	
哲学 2	1	2	
宗教学	1	2	
心理学 1	1	2	
心理学 2	1	2	
心理学 3	1	2	
倫理学 1	1	2	
倫理学 2	1	2	
倫理学 3	1	2	
倫理学 4	1	2	
人間と自然 1	1	2	
人間と自然 2	1	2	

	人間と自然	人間と自然 3	1		2	
		人間と自然 4	1		2	
		人間と自然 5	1		2	
		人間と自然 6	1		2	
		人間と自然 7	1		2	
		人間と自然 8	1		2	
		人間と自然 9	1		2	
		人間と自然 10	1		2	
		人間と自然 11	1		2	
		人間と自然 12	1		2	
	自然と数理の探求	自然と数理 1	1		2	
		自然と数理 2	1		2	
		自然と数理 3	1		2	
		自然と数理 4	1		2	
		自然と数理 5	1		2	
		自然と数理 6	1		2	
		自然と数理 7	1		2	
		自然と数理 8	1		2	
		自然と数理 9	1		2	
		自然と数理 10	1		2	
外国語科目	英語	コミュニケーション英語 1	1	1		
		コミュニケーション英語 2	1	1		
		総合英語 1	1	1		
		総合英語 2	1	1		
		応用英語 1	1			1
		応用英語 2	1			1
		英語リフレッシュ 1	1		1	
		英語リフレッシュ 2	1		1	
	未修外国語	ドイツ語 A	1		1	
		ドイツ語 B	1		1	
		フランス語 A	1		1	
		フランス語 B	1		1	
		中国語 A	1		1	
		中国語 B	1		1	
情報科目	情報処理基礎	1		2		
	情報処理応用	1		2		
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学論（含演習）	1	1			
	健康・スポーツ実技	1	1			
ボランティア科目	ボランティア科目 1	1			1	
	ボランティア科目 2	1			1	
基礎科目	地域参加型学習	医薬看連携地域参加型学習	1	2		
	看護基礎	基礎科学	1	2		

	家族社会学	2	2		
--	-------	---	---	--	--

注 1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て本表の授業科目の単位を修得したとみなすことができる。

(一部改正 平成20年達第51号、平成21年達第39号、平成22年達第43号、平成24年達第27号、平成25年達第13号、平成26年達第19号、平成27年達第19号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	2 単位
		現代社会の諸相	* 4 単位
		文化と人間性の探究	
		人間と自然	* 4 単位
		自然と数理の探求	
	外国語科目	英語	4 単位
		未修外国語	ドイツ語、フランス語又は中国語のうち、いずれか1ヶ国語 2 単位
	情報科目		2 単位
健康・スポーツ科目		2 単位	
基礎科目	地域参加型学習	医薬看連携地域参加型学習	2 単位
	看護基礎	基礎科学	2 単位
		家族社会学	2 単位
教養教育科目合計			26 単位

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て2単位まで本表*印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成20年達

第51号、平成21年達第39号、平成22年達第43号、平成24年達第27号、平成26年達第19号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	外国語科目 {英語}			
	1 単位	2 単位	3 単位	4 単位
実用英語技能検定		準 1 級		1 級
TOEIC	665～709点	710～754点	755～799点	800点以上
TOEFL (iBT)	71～76点	77～82点	83～88点	89点以上

注 申請はいずれか 1 種類に限り、認定単位は 4 単位を上限とする。
(一部改正 平成20年達第51号、平成23年達第21号)

別表 3

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業時間数	
			必修	選択	自由		
コミュニケーション	臨床国際コミュニケーションⅠ	2	1			30	
	臨床国際コミュニケーションⅡ	4		1		30	
専門基礎科目 人体の構造と機能・ 成り立ちと回復の促進	人体の構造と機能Ⅰ	1	2			30	
	人体の構造と機能Ⅱ	1	2			30	
	臨床栄養学	2	2			30	
	疾病・治療論Ⅰ	1	2			30	
	疾病・治療論Ⅱ	2	3			45	
	疾病・治療論Ⅲ	1	2			30	
	疾病・治療論Ⅳ	1	2			30	
	疾病・治療論Ⅴ	2	2			30	
	疾病・治療論Ⅵ	2	2			30	
	臨床発達心理学	2	2			30	
健康と社会	社会保障制度論	2	2			30	
	医療社会学	2	2			30	
	健康科学	2	1			30	
	国際保健活動論	2	1			30	
	疫学	2	2			30	
	保健統計学Ⅰ	1	1			15	
	保健統計学Ⅱ	3		1		30	
	保健医療福祉行政論	3			2	30	
専門科目 看護の基礎	看護学概論Ⅰ	1	2			30	
	看護援助論ⅠA	1	1			45	
	看護援助論ⅠB	2	1			45	
	看護援助論ⅠC	2	1			45	
	看護援助論ⅠD	2	1			30	
	看護学概論Ⅱ	1	1			15	
	看護援助論Ⅱ	1	1			30	
	看護学概論Ⅲ	2	2			30	
	看護援助論Ⅲ	2	1			30	
	看護学概論Ⅳ	1	2			30	
	看護援助論実習Ⅰ	1	1			45	
	看護援助論実習Ⅱ	2	2			90	
	生涯発達 と看護	生涯発達看護論Ⅰ	2	2			30
		生涯発達看護援助論Ⅰ	3	1			30
生涯発達看護論Ⅱ		2	2			30	
生涯発達看護援助論Ⅱ		3	1			30	

看護 生涯 発達と	生涯発達看護論Ⅲ	2	2		30
	生涯発達看護援助論Ⅲ	2	1		30
	臨地実習 A（生涯発達母性系）	3	2		90
	臨地実習 B（生涯発達小児系）	3	2		90
	臨地実習 C（生涯発達老年系）	3	2		90
健康 問題と看護	クリティカルケア看護論	2	1		15
	クリティカルケア看護援助論	3	1		30
	セルフマネジメント看護論	2	1		15
	セルフマネジメント看護援助論	3	1		30
	リハビリテーション看護論	3	1		30
	精神療養生活看護論	2	1		30
	地域療養生活看護論	2	2		30
	地域療養生活看護援助論	3	1		30
	緩和ケア看護論	3	1		30
	臨地実習 D（クリティカルケア系）	3	2		90
	臨地実習 E（セルフマネジメント系）	3	2		90
	臨地実習 F（緩和・終末期系）	4	2		90
	臨地実習 G（精神療養生活系）	3	2		90
	臨地実習 H（地域療養生活・リハビリ系）	3	2		90
看護 の統合	看護演習	3	1		45
	看護技術リファレンス	4	2		60
	看護提供システム論Ⅰ	4	1		15
	看護提供システム論Ⅱ	3	1		15
	看護研究Ⅰ	3	1		30
	看護研究Ⅱ	4	2		60
	臨地実習Ⅰ（看護学統合実習Ⅰ：看護管理実習）	4	2		90
	臨地実習Ⅱ（看護学統合実習Ⅱ：看護統合実習）	4	2		90
看護 の発展	健康支援看護学Ⅰ	4		1	15
	健康支援看護学Ⅱ	4		1	15
	健康支援看護学Ⅲ	3		1	30
	健康支援看護学Ⅳ	4		1	15
	健康支援看護学Ⅴ	4		1	15
	ケアシステム看護学Ⅰ	4		1	15
	ケアシステム看護学Ⅱ	4		1	15
	ケアシステム看護学Ⅲ	4		1	15

		ケアシステム看護学Ⅳ	4		1		15
公衆衛生看護学		公衆衛生看護学概論	2	2			30
		公衆衛生看護活動論Ⅰ	2	2			30
		公衆衛生看護活動論Ⅱ	3		2		30
		公衆衛生看護活動論Ⅲ	3			2	30
		公衆衛生看護活動論Ⅳ	3			2	30
		公衆衛生看護活動論Ⅴ	4			2	30
		公衆衛生看護管理論Ⅰ	4			2	30
		公衆衛生看護管理論Ⅱ	4			2	30
		公衆衛生看護学実習A	4			3	135
		公衆衛生看護学実習B	4			2	90
	卒前教育 ヘルスケア コミュニケー		コミュニティ・ヘルスケア論Ⅰ	2			2
		コミュニティ・ヘルスケア論Ⅱ	3			2	30
		コミュニティ・ヘルスケア実習Ⅰ	4			2	90
		コミュニティ・ヘルスケア実習Ⅱ	4			2	90

(一部改正)

平成21年達第39号、平成24年達第27号、平成26年達第19号、平成27年達第19号)

別表 4

区 分		修得必要単位数	
		必修科目	選択科目
専門基礎科目	コミュニケーション	1単位	2単位以上
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	21単位	
	健康と社会	9単位	
専門科目	看護の基礎	16単位	
	生涯発達と看護	15単位	
	健康問題と看護	20単位	
	看護の統合	12単位	
	看護の発展		
	公衆衛生看護学	4単位	
専門科目合計		100単位以上	

(一部改正 平成21年達第39号、平成24年達第27号)